特定非営利活動法人　ナチュラルフェローズ　定款

第１章　総則

（名称）

第１条　この法人は、特定非営利活動法人　ナチュラルフェローズ　という。

（事務所）

第２条　この法人は事務所を、
東京都西東京市保谷町三丁目 18 番 25 号エルガーデン 208 号に置く。

第２章　目的及び事業

（目的）

第３条　この法人は、子どもから大人まで幅広くまた多くの人に対して、自然体験、環境学習、心の教育に関する事業を行い、豊かな心を持ちゆとりある生活をおくれる社会の推進に寄与するとともに、自然の再生に係る活動を行うことを目的とする。

（特定非営利活動の種類）

第４条　この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

（１）社会教育の推進を図る活動
（２）まちづくりの推進を図る活動
（３）文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
（４）子どもの健全育成を図る活動
（５）環境の保全を図る活動

（事業）

第５条　この法人は、第３条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、自然体験、環境学習、心の教育、自然の再生に関する次の事業を行う。

①普及と振興
②人材、指導者の育成のための観察会の開催及び講師の派遣
③調査、研究

④資料、教材、印刷物の作成
⑤関係団体との情報交換及び活動の支援
⑥その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

第３章　会員

（種別）
第６条　この法人の会員は、次の３種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。
（１）正会員　　この法人の目的に賛同して入会した個人で議決権を有するもの。
（２）一般会員　この法人の目的に賛同して入会した個人で議決権を有しないもの。
（３）協賛会員　この法人の目的に賛同し、協賛の意思を持って入会した個人及び団体。

（入会）
第７条　正会員の入会について、特に条件は定めない。
２　会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。
３　理事長は、前項の申込みがあった時、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
４　理事長は第２項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

（入会金及び年会費）
第８条　会員は、総会において別に定める入会金及び年会費を納入しなければならない。

（会員の資格の喪失）
第９条　会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。
（１）退会届を提出したとき。
（２）本人が死亡し、若しくは失そう宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
（３）継続して１年以上会費を滞納したとき。
（４）除名されたとき。

（退会）
第１０条　会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

（除名）

第１１条　会員が次の各号の一に該当するに場合には、総会の議決により、これを除名することができる。

（１）この定款に違反したとき。

（２）この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

２　前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

（拠出金品の不返還）

第１２条　既に納入した入会金、会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

第４章　役員及び職員

（種別及び定数）

第１３条　この法人に次の役員を置く。

（１）　理事　３名以上１０名以内

（２）　監事　１名以上２名以内

２　理事のうち、１人を理事長とし、２人以内を副理事長とする。

（選任等）

第１４条　理事及び監事は、総会において選任する。

２　理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

３　役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が１人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の３分の１を超えて含まれることになってはならない。

４　法第20条各号のいずれかに該当するものは、この法人の役員になることができない。

５　監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

（職務）

第１５条　理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

２　副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によってその職務を代行する。

３　理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4　監事は、次に掲げる職務を行う。

（1）理事の業務執行の状況を監査すること。

（2）この法人の財産の状況を監査すること。

（3）前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合にはこれを総会又は所轄庁に報告すること。

（4）前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

（5）理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

（任期等）

第16条　役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2　補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3　役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

（欠員補充）

第17条　理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

（解任）

第18条　役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会において総会の議決により、これを解任することができる。

（1）　心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

（2）　職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

2　前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

（報酬等）

第19条　役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2　役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3　前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第5章　会議

（種別）

第２０条　この法人の会議は総会及び理事会の２種とする。

２　総会は通常総会及び臨時総会とする。

（総会の構成）

第２１条　総会は、正会員をもって構成する。

（総会の権能）

第２２条　総会は、以下の事項について議決する。

（１）　定款の変更

（２）　解散及び合併

（３）　事業計画及び収支予算並びにその変更

（４）　事業報告及び収支決算

（５）　役員の選任又は解任、職務及び報酬

（６）　入会金、会費の額

（７）　借入金（その事業年度内の収支をもって償還する短期借入金を除く。第49条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄

（８）　事務局の組織及び運営

（９）　その他運営に関する重要事項

（総会の開催）

第２３条　通常総会は、毎年１回開催する。

２　臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

（１）理事会が必要と認め招集を請求したとき。

（２）正会員総数の５分の１以上から会議の目的項を記載した書面により招集の請求があったとき。

（３）第１５条第４項第４号の規定により、監事から招集があったとき。

（総会の招集）

第２４条　総会は、前条第２項第３号の場合を除き、理事長が招集する。

２　理事長は、前条第２項第１号及び第２号の規定による請求があったときは、その日から３０日以内に臨時総会を招集しなければならない。

３　総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、開催の日の少なくとも５日前までに通知しなければならない。

（総会の議長）

第２５条　総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

（総会の定足数）

第２６条　総会は、正会員総数の２分の１以上の出席がなければ開催することはできない。

（総会の議決）

第２７条　総会における議決事項は、第２４条第３項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

２　総会の議事は、この定款で定めるもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（総会での表決権等）

第２８条　各正会員の表決権は、平等なるものとする。

２　やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

３　前項の規定により表決した正会員は、前２条の適用については総会に出席したものとみなす。

４　総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

（総会の議事録）

第２９条　総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

（１）日時及び場所

（２）正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあってはその数を付記すること。）

（３）審議事項

（４）議事の経過の概要及び議決の結果

（５）議事録署名人の選任関する事項

２　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人２人以上が記名捺印または署名しなければならない。

（理事会の構成）

第３０条　理事会は、理事をもって構成する。

（理事会の権能）

第３１条　理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

（１）総会に付議すべき事項

（２）総会の議決した事項の執行に関する事項

（３）その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

（理事会の開催）

第３２条　理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

（１）理事長が必要と認めたとき。

（２）理事総数の２分の１以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

（３）第１５条第４項第５号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

（理事会の招集）

第３３条　理事会は、理事長が招集する。

２　理事長は、前条第２号及び第３号の規定による請求があったときは、その日から１４日以内に理事会を招集しなければならない。

３　理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも５日前までに通知しなければならない。ただし、緊急な議決を必要とする審議事項が生じたときは、通知の期限及びその方法はこの限りではない。

（理事会の議長）

第３４条　理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

（理事会の議決）

第３５条　理事会における議決事項は、第３３条第３項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

２　理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（理事会の表決権等）

第３６条　各理事の表決権は、平等なるものとする。

２　やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

３　前項の規定により表決した理事は、前２条の適用については、理事会に出席し

たものとみなす。

4　理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

（理事会の議事録）

第３７条　理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

（１）日時及び場所

（２）理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあっては、その旨を付記すること。）

（３）審議事項

（４）議事の経過の概要及び議決の結果

（５）議事録署名人の選任に関する事項

2　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人２人以上が記名捺印又は署名しなければならない。

第６章　資産及び会計

（資産の構成）

第３８条　この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

（１）設立当初の財産目録に記載された資産

（２）入会金及び会費

（３）寄付金品

（４）財産から生じる収入

（５）事業に伴う収入

（６）その他の収入

（資産の区分）

第３９条　この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

（資産の管理）

第４０条　この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

（会計の原則）

第４１条　この法人の会計は、次に掲げる原則に従って行うものとする。

（１）収入及び支出は、予算に基づいて行うこと。
（２）会計簿は、正規の簿記の原則に従って正しく記帳すること。
（３）財産目録、貸借対照表及び収支計算書は、会計簿に基づいて収支及び財政状態に関する真実な内容を明瞭に表示したものとすること。
（４）採用する会計処理の基準及び手続きについては、毎事業年度継続して適用しみだりにこれを変更しないこと。

（会計の区分）
第４２条　この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計とする。

（事業年度）
第４３条　この法人の事業年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日に終わる。

（事業計画及び収支予算）
第４４条　この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

（暫定予算）
第４５条　前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。
２　前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

（予備費）
第４６条　予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。
２　予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

（予算の追加及び変更）
第４７条　予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加及び変更をすることができる。

（事業報告及び収支決算）
第４８条　この法人の事業報告及び収支決算は、毎事業年度ごとに理事長が事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を経て、その年度終了後３ヶ月以内に総会の承認を得なければならない。

2　決算上余剰金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

（臨時の措置）

第４９条　予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第７章　定款の変更、解散及び合併

（定款の変更）

第５０条　この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の４分の３以上の多数による議決を得なければならない。

2　定款の変更は、次に掲げる事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

（１）主たる事務所の所在地及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴わないものに限る）

（２）資産に関する事項

（３）公告の方法

（解散）

第５１条　この法人は、次に掲げる事由により解散する。

（１）総会の決議

（２）目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

（３）正会員の欠亡

（４）合併

（５）破産

（６）所轄庁による設立の認証の取消し

2　前項第１号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の４分の３以上の承諾を得なければならない。

3　第１項第２号の事由により解散するときは、所轄庁の認証を得なければならない。

（残余財産の帰属）

第５２条　この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、総会で議決した国又は地方公共団体に譲渡するものとする。

（合併）

第５３条　この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の４分の３以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第８章　公告の方法

（公告の方法）

第５４条　この法人の公告は、この法人の掲示物に掲載するとともに、官報に掲載して行う。

第９章　事務局

（事務局の設置）

第５５条　この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

２　事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。

（職員の任免）

第５６条　事務局長及び職員の任免は、理事長が行う。

（組織及び運営）

第５７条　事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第１０章　雑則

（細則）

第５８条　この定款の執行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

１　この定款は、この法人の成立の日から執行する。

２　この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	中村　俊信
副理事長	楠　智行
理事	佐藤　健
理事	雨宮　将人
理事	細野　純人
監事	榎並　万里子

3　この法人の設立当初の役員の任期は、第１６条第１項の規定にかかわらず、成立の日から２００５年５月３１日までとする。

4　この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第４５条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5　この法人の設立当初の事業年度は、第５０条の規定にかかわらず、成立の日から２００４年３月３１日までとする。

6　この法人の設立当初の入会金及び会費は、第８条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

（1）正会員　　個人　入会金　　0円　年会費　　10,000円
２００３年度より年度会費とする。

（2）一般会員　個人　入会金　　0円　年会費　　3,000円
入会した日及び更新した日からその年度末までとする。

（3）協賛会員　個人　入会金　　0円　年会費1口　5,000円
団体　入会金　　0円　年会費1口　10,000円
企業　入会金　　0円　年会費1口　20,000円